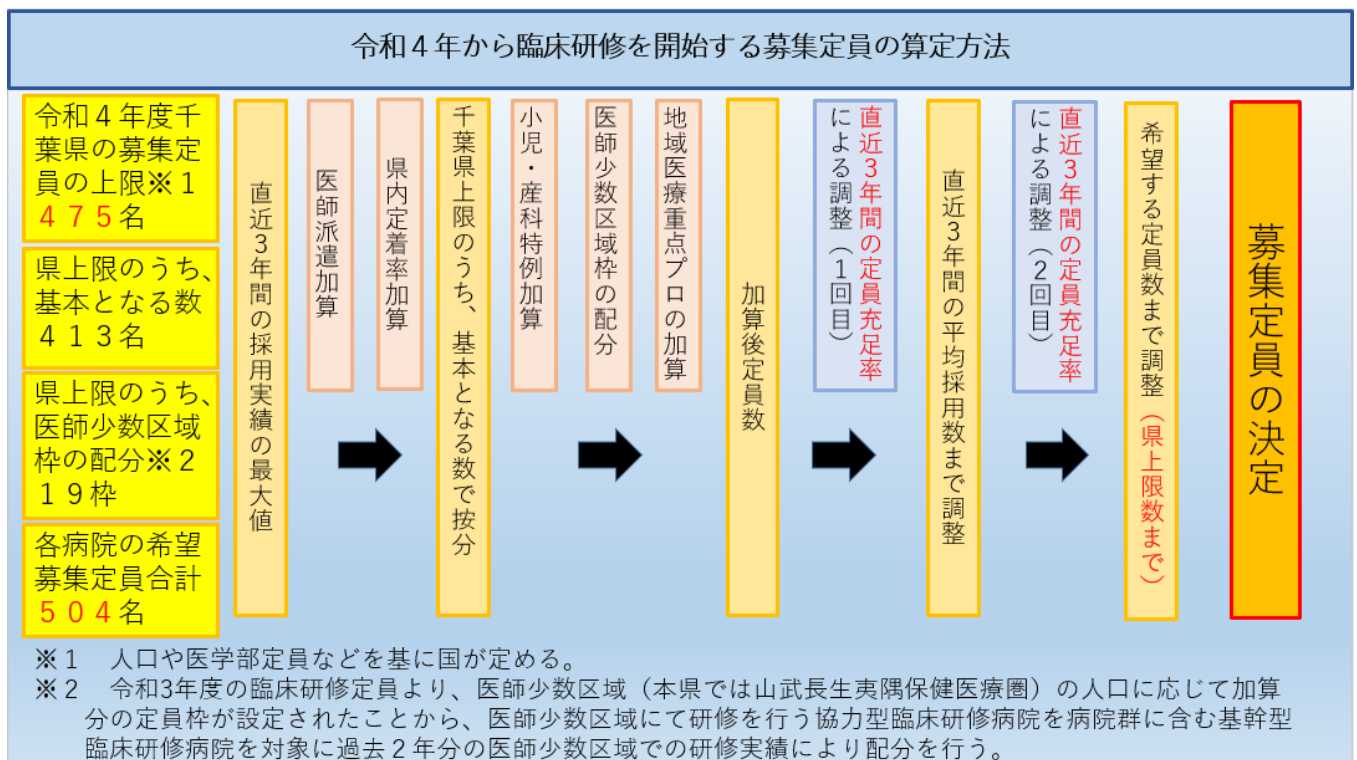


令和4年度臨床研修病院の募集定員の設定について

1 概要

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制の確保、整備をするため、令和2年度から臨床研修病院の募集定員の設定に係る権限が国から県へ移譲されたことに伴い、募集定員の設定についてあらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない、と医師法で定められたことから、その設定について御協議いただくもの。

2 令和4年度臨床研修病院の募集定員の設定方法



3 令和4年度臨床研修病院の募集定員について（案）

上記の設定方法にて募集定員の調整を行った結果、資料6-2のとおりとなった。

【概要】

- ・千葉県の募集定員の上限は令和3年度より10名少ない475名であった。
- ・(新規) セコメディック病院の募集定員については書類審査・実地調査の結果、希望する4名の定員配分を行った。
- ・(新規) 国際医療福祉大学成田病院の募集定員については書類審査・実地調査の結果、病床数や協力型研修病院としての研修医受入実績等を基に10名の定員配分を行った。

4 その他

上記配分方法及び具体的な定員数については、県内全臨床研修病院等で構成される「千葉県臨床研修制度等連絡協議会」において協議済みである。